

第2章 国税・県税のご案内

■ 国税

● 国税のお問合せ先

豊田税務署 (☎0565)35-7777)

税務署は自動音声による案内をしています。

・国税に関する一般的なご相談は「1」を選択

・税務署への照会やお尋ねは「2」を選択

〒471-8521 豊田市常盤町1丁目105番地3 豊田合同庁舎

直接税

税金を負担する人が直接国に納める税金

所得税及び復興特別所得税

1月から12月までの1年間の個人の所得に対してかかる税金です。

法人税及び地方法人税

法人の各事業年度の所得に対してかかる税金です。

相続税

亡くなった人から相続や遺贈などによって財産を取得した人にかかる税金です。

贈与税

個人から財産をもらったとき、そのもらった人にかかる税金です。

地方法人特別税

事業を営む法人にかかる税金です。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度からは特別法人事業税に変わります。

間接税

税金を負担する人以外の人（経営者等）を経て納める税金

消費税

商品の販売やサービスの提供に対してかかる税金です。

酒税

清酒・ウイスキー・ビールなどの酒類にかかる税金です。

揮発油税及び地方揮発油税

主として自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金です。

たばこ税及びたばこ特別税

紙巻たばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。

印紙税

各種の契約書などのような経済取引に際して作成される文書にかかる税金です。

その他の税

石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、関税、とん税及び特別とん税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税

●詳しくは国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>をご覧ください。